

## ○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員の選任は、地域分科会ごとに、条例第22条に規定する当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1) 地域分科会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2) 前号に掲げる者のほか、地域分科会が推薦する者

2 地域分科会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 地域分科会は、第1項第1号の規定による選定にあつては第3条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては同条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、地域分科会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 地域分科会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改、令5規則74・一部改正)

第2条の2 条例第6条第2項の規定による天竜区協議会の区協議会委員の選任は、天竜区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1) 天竜区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2) 前号に掲げる者のほか、天竜区協議会が推薦する者

2 天竜区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

- 3 天竜区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては第3条の2第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては同条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、天竜区協議会は、補欠の天竜区協議会の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。
- 5 天竜区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した天竜区協議会の区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(令5規則74・追加)

(推薦会)

第3条 地域分科会は、第2条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した5人以内の地域分科会委員による会議（以下この条において「推薦会」という。）を置く。

- (1) 第2条第1項第1号の規定による選定の案の策定
  - (2) 第2条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
  - (3) 第2条第2項の規定による公募の方法の決定
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域分科会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する地域分科会委員は、第2条第2項の規定による公募に応募することができない。
  - 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下、令5規則74・一部改正)

**第3条の2** 天竜区協議会は、第2条の2第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した5人以内の天竜区協議会の区協議会委員による会議（以下この条において「推薦会」という。）を置く。

- (1) 第2条の2第1項第1号の規定による選定の案の策定
- (2) 第2条の2第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
- (3) 第2条の2第2項の規定による公募の方法の決定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、天竜区協議会が必要があると認める事務

2 推薦会に属する天竜区協議会の区協議会委員は、第2条の2第2項の規定による公募に応募することができない。

3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

(令5規則74・追加)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第3項第3号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(令5規則74・一部改正)

(天竜区協議会の運営)

第5条 第7条及び第8条の規定は、天竜区協議会の運営について準用する。

(令5規則74・全改)

(代表会の運営)

第6条 第7条及び第8条の規定は、代表会の運営について準用する。

(令5規則74・追加)

(地域分科会の会議の運営)

第7条 地域分科会の会議(以下この条において「会議」という。)は、随時開催するものとする。

2 会議は、公開とする。ただし、議長又は地域分科会委員の3人以上の発議により、出席する地域分科会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の地域分科会委員が署名しなければならない。

4 地域分科会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

(令5規則74・追加)

(委任)

第8条 前条に定めるもののほか、地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

(令5規則74・旧第6条繰下・一部改正)

(連絡調整会議)